

わがまち特例による固定資産税の特例措置について

地方税法に規定する固定資産税の特例措置の一部に、法律の定める範囲内で地方自治体が特例割合を条例で定めることができる仕組み「地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）」が導入されています。

土浦市では土浦市税条例付則第13条の2において、固定資産税に係る特例割合を次の表のとおり規定しています。

該当する資産を所有している方は、「固定資産（償却資産）課税標準の特例適用申請書」等に必要事項を記入し、特例内容に係る資料とともに提出してください。

わがまち特例一覧（R5. 4. 1 地方税法改正後）

No.	対象資産	具体例	取得時期の要件	適用期間	特例割合 (課税標準額に乘じる割合)	根拠法令	関連法令
1	汚水又は廃液処理施設	水質汚濁防止法に規定する特定施設等を設置する工場、事業場の汚水又は廃液の処理施設等で沈殿又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置等 ※電気供給業を行う法人が電気供給業の用に供するものを除く ※既存の施設又は設備に代えて設置するものとして政令で定めるものを除く	R4. 4. 1 ～ R6. 3. 31	期限なし	1/2	地方税法附則第15条第2項第1号 法施行規則附則第6条第12項 市税条例付則第13条の2第1項	水質汚濁防止法第2条第2項又は第3項
2	公共下水道に係る除害施設	令和4年4月1日以後に供用が開始された公共下水道の排水区域内の工場等において当該供用が開始された日前から引く続き事業を行う者に限り、その者が設置した除害施設。沈殿又は浮上装置、汚泥処理装置、濾過装置、中和装置等（下水の有用成分を回収すること又は下水を工業用水として再利用することを専らその目的とするものを除く） ※既存施設に又は設備代えて設置するものとして政令で定めるものを除く	R4. 4. 1 ～ R6. 3. 31	期限なし	4/5	地方税法附則第15条第2項第5号 法施行規則附則第6条18項 市税条例付則第13条の2第2項	下水道法第12条第1項又は第12条の11第1項
3	雨水貯留浸透施設	特定都市河川浸水被害対策法又は下水道法の規定により認定を受けた事業者が認定計画（雨水貯留浸透施設整備計画）に基づき設置した雨水貯留施設で総務省省令で定めるもの	R3. 11. 1 ～ R6. 3. 31	期限なし	1/3	地方税法附則第15条第42項 法施行規則附則第6条第86項、87項 市税条例付則第13条の2第17項	特定都市河川浸水被害対策法第2条第6項、第15条 下水道法第25条の14、第25条の10第1項

4	太陽光発電設備 (出力千KW未満)	再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した太陽光発電設備であって、出力千KW未満のもの ※固定価格買取制度の認定を受けて取得された設備は対象外	R2. 4. 1 ～ R6. 3. 31	3年度分	2/3	地方税法附則第15条第25項第1号イ法施行規則附則第6条第58号・59号	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第2条第3項
						市税条例付則第13条の2第3項	
5	風力発電設備 (出力20KW以上)	風力発電設備であって、出力20KW以上のもの ※固定価格買取制度の認定を受けて取得された設備に限る	R2. 4. 1 ～ R6. 3. 31	3年度分	2/3	地方税法附則第15条第25項第1号ロ法施行規則附則第6条第60号	
						市税条例付則第13条の2第4項	
6	太陽光発電設備 (出力千KW以上)	再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した太陽光発電設備であって、出力千KW以上のもの ※固定価格買取制度の認定を受けて取得された設備は対象外	R2. 4. 1 ～ R6. 3. 31	3年度分	3/4	地方税法附則第15条第25項第2号イ	
						市税条例付則第13条の2第7項	
7	風力発電設備 (出力20KW未満)	風力発電設備であって、出力20KW未満のもの ※固定価格買取制度の認定を受けて取得された設備に限る	R2. 4. 1 ～ R6. 3. 31	3年度分	3/4	地方税法附則第15条第25項第2号ロ	
						市税条例付則第13条の2第8項	
8	水力発電設備 (出力5千KW以上)	水力発電設備であって、出力5千KW以上のもの ※固定価格買取制度の認定を受けて取得された設備に限る	R2. 4. 1 ～ R6. 3. 31	3年度分	3/4	地方税法附則第15条第25項第2号ハ法施行規則附則第6条第61号	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第2条第3項
						市税条例付則第13条の2第9項	
9	地熱発電設備 (出力千KW未満)	地熱発電設備であって、出力千KW未満のもの ※固定価格買取制度の認定を受けて取得された設備に限る	R2. 4. 1 ～ R6. 3. 31	3年度分	2/3	地方税法附則第15条第25項第1号ハ法施行規則附則第6条第62号	
						市税条例付則第13条の2第5項	
10	バイオマス発電設備 (出力1万KW以上2万KW未満)	バイオマス発電設備であって、出力1万KW以上2万KW未満のもの ※固定価格買取制度の認定を受けて取得された設備に限る	R2. 4. 1 ～ R6. 3. 31	3年度分	2/3	地方税法附則第15条第25項第1号ニ法施行規則附則第6条第63号	
						市税条例付則第13条の2第6項	

11	水力発電設備 (出力5千KW未満)	水力発電設備あって、 出力5千KW未満のもの ※固定価格買取制度の 認定を受けて取得され た設備に限る	R2. 4. 1 ～ R6. 3. 31	3年度分	1/2	地方税法附 則第15条第 25項第3号イ 法施行規則 附則第6条第 61号	
						市税条例付 則第13条の2 第10項	
12	地熱発電設備 (出力千KW以上)	地熱発電設備であっ て、出力千KW以上の もの ※固定価格買取制度の 認定を受けて取得され た設備に限る	R2. 4. 1 ～ R6. 3. 31	3年度分	1/2	地方税法附 則第15条第 25項第3号ロ	
						市税条例付 則第13条の2 第11項	
13	バイオマス発電設備 (出力1万KW未満)	バイオマス発電設備で あって、出力1万KW 未満のもの ※固定価格買取制度の 認定を受けて取得され た設備に限る	R2. 4. 1 ～ R6. 3. 31	3年度分	1/2	地方税法附 則第15条第 25項第3号ハ	電気事業者 による再生 可能エネル ギー電気の 調達に関す る特別措置 法第2条第3 項
						市税条例付 則第13条の2 第12項	
14	地下街等の所有者又は 管理者が取得した地下 街等における雨水出水 時等の避難の確保や浸 水の防止を図るための 浸水防止用設備	防水板、防水扉、排水 ポンプ、換気口浸水防 止機等)	H26. 4. 1 ～ R8. 3. 31	5年度分	2/3	地方税法附 則第15条第 28項	水防法第15 条第1項第4 号イ
						市税条例付 則第13条の2 第13項	
15	サービス付き高齢者向 け賃貸住宅	高齢者の居住の安定確 保に関する法律に規定 するサービス付き高齢 者住宅である賃貸住宅 (上限180㎡以下)	H27. 4. 1 ～ R7. 3. 31	5年度分	2/3	地方税法附 則第15条の8 第2項	高齢者の居 住の安定確 保に関する 法律第5条第 1項
						市税条例付 則第13条の2 第18項	
16	児童福祉法の規定によ る家庭的保育事業の用 に供する施設等	児童福祉法の規定によ り市町村の認可を得た ものが、利用定員5人 以下で行う家庭的保育 事業の用に供する家屋 及び償却資産	H29. 4. 1 ～	期限なし	1/2	地方税法第 349条の3第 27項	児童福祉法 第34条の15 第2項、第6 条の3第9項
						市税条例第 61条の2第1 項	
17	児童福祉法の規定によ る居宅訪問型保育事業 の用に供する施設等	児童福祉法の規定によ り市町村の認可を得た ものが、居宅訪問型保 育事業の用に供する家 屋及び償却資産	H29. 4. 1 ～	期限なし	1/2	地方税法第 349条の3第 28項	児童福祉法 第34条の15 第2項、第6 条の3第11項
						市税条例第 61条の2第2 項	

18	児童福祉法の規定による事業所内保育事業の用に供する施設等	児童福祉法の規定により市町村の認可を得たものが、利用定員5人以下で行う事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産	H29.4.1 ～	期限なし	1/2	地方税法第349条の3第29項 市税条例第61条の2第3項	児童福祉法第34条の15第2項、第6条の3第12項
19	児童福祉法の規定による企業主導型保育事業の用に供する施設	子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた者が、企業主導型保育事業に係る業務の用に供する施設のうち政府の補助に係るものの用に供する土地、家屋及び償却資産	H29.4.1 ～ R6.3.31	5年度分	1/2	地方税法附則第15条第32項 市税条例付則第13条の2第14項	児童福祉法第6条の3第12項、第59条の2第1項
20	都市緑地法の規定による市民緑地の用に供する土地	都市緑地法に規定する緑地保全・緑化推進法人が同法に規定する認定計画に基づき設置する市民緑地の用に供する土地（総務省令で定める用途に供する家屋の敷地の用に供されていないことについて総務省令で定めるところにより証明がなされたもの）	H29.4.1 ～ R7.3.31	3年度分	2/3	地方税法附則第15条第33項 市税条例付則第13条の2第15項	都市緑地法第69条第1項、第63条、第55条第1項
21	新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び償却資産	中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得をした先端設備等に該当する事業の用に供する家屋、機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びに構築物	R3.4.1 ～ R5.3.31	3年度分	0（零）	地方税法附則第64条 市税条例附則第13条の2第19項	中小企業等経営強化法第2条第14項、第53条第2項
22	浸水被害軽減地区の指定を受けた浸水被害軽減地区内にある土地	令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間に水防法の規定により指定を受けた浸水被害軽減地区内の土地の固定資産税及び都市計画税	R2.4.1 ～ R8.3.31	3年度分	2/3	地方税法附則第15条第38項 市税条例付則第13条の2第16号	水防法第15条の6第1項